

制定	2012年	3月21日
一部改定	2013年	3月10日
一部改定	2014年	4月1日
一部改定	2014年	6月17日
一部改定	2016年	2月1日
一部改定	2019年	7月1日
一部改定	2019年10月	1日
一部改定	2020年	4月1日
一部改定	2021年	6月1日
一部改定	2021年	7月1日
一部改定	2022年	4月1日
一部改定	2023年	9月1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、阪急バス株式会社（以下「当社」という。）が、当社が発行するＩＣカードを媒体とした回数乗車券および定期乗車券（以下「ＩＣカード乗車券」という。）の利用者に提供するサービス内容とその利用条件を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社が発行するＩＣカード乗車券（以下「hanica」（ハニカ）という。）の取り扱いについて、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取り扱いの場合は、この規則が優先します。

2 この規則が改定された場合、以後の hanica による旅客の運送については、改定された規則の定めるところによります。

3 この規則に定めのない事項については、別に定めるものによります。

(用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「hanica」（ハニカ）とは、当社が発売するＩＣカード乗車券をいいます。

(2) 「小児カード」とは、小学生以下の旅客（ただし、1歳未満の小児は除く）に対して発売するＩＣカード乗車券をいいます。

(3) 「特割カード」とは、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者もしくは都道府県知事（政令指定都市または中核市にあつては、市長）が発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者であつて、その手帳（運送約款第24条第1項第3号に規定する本人確認方法を含む）を提示し、または市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出する旅客に対して発売するＩＣカード乗車券をいいます。

(4) 「小児特割カード」とは、第2号および第3号の規定に該当する旅客に対して発売するＩＣカード乗車券をいいます。

(5) 「一般カード」とは、第2号から第4号まで以外のＩＣカード乗車券をいいます。

(6) 「ストアードフェア」（以下「ＳＦ」という。）とは、hanica に記録される金銭的価値で、旅客運

賃の支払いに充当するものをいいます。

(7) 「チャージ」とは、hanica に入金して S F を積み増しすることをいいます。

(8) 「プレミア」とは、チャージの際に、チャージ額に付加して hanica に記録される S F の一部をいいます。

(9) 「hanica プリペイド券」とは、プリペイド機能のみを有する hanica をいいます。

(10) 「hanica 定期券」とは、券面に定期乗車券の表記がなされ、定期券機能のみ、または定期券機能およびプリペイド機能両方を有する hanica をいいます。

(11) 「デポジット」(預り金)とは、当社が旅客から ICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。

(12) 当社が旅客に hanica を貸与するときは、通常、金銭的価値を同時に付加するため、「発売」と表現します。

(13) 「読取機」とは、電波による ICカード乗車券からの情報を読み取りまたは書き込みするために、バス車内の乗車口および降車口に設置された装置をいいます。

(14) 「チャージ機」とは、hanica にチャージするための装置をいいます。

(15) 「定期券継続機」とは、hanica 定期券の有効期間を継続して発売するための装置をいいます。なお、定期券継続機はチャージ機の機能を有します。

(16) 「自動定期券発行機」とは、一般カードおよび hanica 通勤定期券を新規発売するための装置をいいます。なお、自動定期券発行機はチャージ機および定期券継続機の機能を有します。

(契約の成立時期)

第4条 hanica による契約の成立時期は、当社が旅客に hanica を発売したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、バス車内の読取機で乗車記録をしたときとします。

(規則等の変更)

第5条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項によるこの規則の変更の際には、変更後の内容と適用開始日を、営業所、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(旅客の同意)

第6条 当社は、旅客が hanica を使用し当社線に乗車した場合は、旅客がこの規則およびこの規則により定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとみなします。

(使用方法)

第7条 旅客が hanica を使用して乗車する場合は、乗車の際は乗車口に設置された読取機に、降車の際は降車口に設置された読取機(読取機の設置が乗車口または降車口のどちらか片方の場合は、乗車時または降車時のみ)に hanica をタッチし、乗車記録および降車記録をするものとします。

2 前項に規定する乗車記録をしない場合または乗車記録ができていない場合であって、当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

3 旅客が降車する際に、hanica の S F 残額が当該乗車区間の運賃額に対して不足する場合は、次の各号のいずれかの方法で運賃を収受します。

(1) hanica にバス車内でチャージのうえ、hanica の S F から当該乗車区間の運賃を収受します。

(2) 旅客から当社の乗務員への申告により、hanica の S F 残額と、当該乗車区間の運賃額から hanica の S F 残額を減算した差額を不足分として現金等で収受します。ただし、hanica 以外の当社で利用可能な I Cカードを使用して、不足分の運賃額を支払うことはできません。

4 特割カードおよび小児特割カードを使用する旅客は、降車する際に第 3 条第 3 号に規定する手帳を当社の乗務員に提示しなければなりません。

(取扱区間)

第 8 条 hanica は、当社の hanica 取り扱い路線または区間において利用することができます。

2 前項の取り扱い路線または区間であっても、読取機が設置されていないバス車両では hanica は利用できません。また、座席定員制または座席指定制の路線および区間（高速バス等）では利用することができません。

(共通利用)

第 9 条 hanica は、別表 1 に定める当社以外の会社において利用できます。

2 当社と前項に定める会社において共通利用できる hanica の運賃サービスは、別表 1 に定めます。

3 第 1 項に定める会社が実施する運賃サービス内容、ならびに hanica に関する取り扱い事項等については、当該会社の運送約款および規定等によります。

(発売箇所)

第 10 条 hanica の発売取り扱い箇所、取り扱い時間、取り扱い券種等は、当社が別に定めます。

(制限事項等)

第 11 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の hanica を同時に使用することはできません。また、1 回の乗車につき、hanica と当社で利用可能な hanica 以外の I Cカードを同時に使用することはできません。

2 hanica を hanica 以外の当社で利用可能な I Cカードと重ねて読取機にタッチした場合、正しく反応しない場合があります。必ず hanica 1 枚のみを読取機にタッチするものとします。

3 hanica を hanica 以外の当社で利用可能な I Cカードと重ねて読取機にタッチし、当該 I Cカードから運賃が収受された場合、当社はその責を負いません。

4 当社は第 3 項により収受された運賃について、返却等には応じません。

5 旅客が hanica 定期券を利用して降車し、同一の hanica 定期券を使用して降車した停留所から同一運行便に再度乗車した場合は、再度乗車後の運行便において当該 hanica 定期券は使用できません。

6 偽造、変造または不正に作成された hanica を使用することはできません。

(制限または停止)

第 12 条 当社は旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは次に掲げる制限または停止をすることがあります。

(1) 発売または再発行等を行う箇所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止

(2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限

2 前項の規定によるサービスの制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

第 2 章 基本事項

(I Cカードの発行)

第 1 3 条 hanica は当社の他、別表 2 に定める会社が発行します。

(ICカードの所有権)

第 1 4 条 hanica 乗車券に使用する ICカードの所有権は、当該カードを発行した当社もしくは別表 2 に定める会社に帰属します。

2 旅客は、hanica が不要になったときおよび hanica を使用する資格を失ったときは、hanica を返却しなければなりません。

3 当社の都合により、予告なく発売した hanica を交換することがあります。

(お客様登録)

第 1 5 条 小児カード、特割カード、小児特割カードおよび hanica 定期券は、お客様登録を行う必要があります。

2 前項のカードについては、旅客が購入時に当社所定の方法で必要事項を記入または入力し、hanica に個人データを記録することに同意のうえ発売します。

3 一般カードは、お客様登録を希望する旅客の申し出により、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）または自動定期券発行機（ただし、新規発売時に限る。）においてお客様登録を行います。この場合、所定の手続きについては前項に準じます。

4 旅客は、お客様登録された情報のうち氏名、住所等に変更があった場合は、速やかに発売窓口へその内容の変更を申し出なければなりません。

5 旅客が前項に規定する手続きを行わない場合、hanica に関するサービスを受けることができない場合があります。この場合、当社はその責を負いません。

6 お客様登録を行う際に当社および別表 1 に定める会社が取得するお客様の個人情報ならびに hanica の利用履歴は、当社および別表 1 に定める会社による hanica に関するサービスおよびバスによる運送サービスの提供、統計情報の基礎資料ならびにお客様へのご連絡等これに付随する目的に限って利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

(デポジット)

第 1 6 条 当社は hanica を発売する際に、デポジットとして hanica 1 枚につき 5 0 0 円を収受します。

なお、デポジットは現金にて収受します。ただし、hanica 定期券の新規発売に限り、クレジットカードでの支払い（決済）を取り扱います。

2 旅客が hanica を返却したときは、第 2 4 条および第 3 5 条に定める場合を除き、当社はデポジットを返却します。

3 デポジットは旅客運賃・料金等に充当することはできません。

4 hanica 定期券の券面表示金額にデポジットは含まれません。

(利用履歴の確認)

第 1 7 条 hanica の利用履歴は、hanica の発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）、チャージ機、定期券継続機および自動定期券発行機において直近の 2 0 件まで確認することができます。

2 利用履歴の主な確認内容は、利用日時、利用金額、利用区間（ただし、読取機の設置が乗車口または降車口のどちらか片方の場合は、乗車停留所または降車停留所のみ）、チャージ額および残額です。ただし、当社窓口において利用履歴の内容を確認する場合、第 9 条第 1 項に定める当社以外の会社のうち阪神バス株式会社の利用履歴の一部、ならびにチャージ機、定期券継続機および自動定期券発行機におい

て発行する利用履歴の一部について表示されない内容があります。

- 3 お客様登録した hanica は、当該 hanica に登録された本人以外に履歴は開示しません。旅客が利用履歴の確認を希望する場合は、当社は当該旅客が当該 hanica にお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで利用履歴を開示します。当該旅客が当該 hanica にお客様登録された本人であると確認できない場合は、当該 hanica の利用履歴は開示しません。ただし、チャージ機、定期券継続機および自動定期券発行機はこの限りではありません。

(機器類の故障等)

- 第 18 条** 読取機等の機器類の故障等により hanica を利用できない場合は、乗車区間の運賃は hanica 以外の現金等でお支払いいただくものとします。

第 3 章 h a n i c a プリペイド券

(発売額)

- 第 19 条** hanica プリペイド券は、別表 3 に定める当社所定の金額で発売します。

(チャージ)

- 第 20 条** hanica プリペイド券は、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）、チャージ機、定期券継続機および自動定期券発行機またはバス車内により、別表 4 に定める当社所定の金額をチャージすることができます。

- 2 チャージの際に付加するプレミア額は、チャージ額の 8%相当額とします。
- 3 hanica プリペイド券 1 枚あたりの S F 残額の上限は 20, 000 円（プレミアを除く）とします。
- 4 発売窓口においてチャージする場合は、旅客は当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口に申し出なければなりません。
- 5 バス車内でのチャージについては、お釣りの対応はいたしません。また、チャージのため機器に投入された紙幣については、当該機器での返却はできません。
- 6 チャージは、クレジットカードでの支払い（決済）は取り扱いません。
- 7 チャージ機およびバス車内においては、領収書は発行しません。また、前条におけるバス車内での hanica プリペイド券の発売についても本項の規定を準用します。

(S F 残額の確認)

- 第 21 条** hanica プリペイド券の S F 残額は、バス車内の読取機、発売窓口の係員機器、チャージ機、定期券継続機および自動定期券発行機により確認することができます。

(運賃の減算)

- 第 22 条** 旅客が hanica プリペイド券を利用する場合は、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃を減算します。ただし、第 7 条第 2 項に該当する場合は、本条の規定にかかわらず第 7 条第 2 項の規定を適用します。

- 2 小児カードは小児運賃を減算し、特割カードおよび小児特割カードは当社が適用する割引後の運賃を減算します。

(効 力)

- 第 23 条** hanica プリペイド券は、片道 1 回の乗車に限り有効なものとなります。

- 2 hanica プリペイド券は、途中下車は取り扱いません。

3 1枚の hanica プリペイド券で複数人精算する場合は、降車時に精算する複数人の内容を乗務員に告げることにより、まとめて減算することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、複数人精算はできません。

- (1) 同一区間の乗車でない場合
- (2) 乗車区間に定期券利用が含まれている場合

(無効となる場合)

第24条 hanica プリペイド券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 小児カード、特割カード、小児特割カードを本人以外の者が利用した場合
- (2) 偽造、変造または不正に作成された hanica プリペイド券を所持している場合
- (3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項により無効として回収された hanica プリペイド券については、デポジットを返却しません。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第25条 前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、乗車停留所からの区間に対する普通旅客運賃と、これと同額の割増運賃を合わせて収受します。

2 前項の規定により旅客運賃および割増運賃を収受する場合において、乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

(紛失等再発行)

第26条 お客様登録を行った旅客で、紛失したあるいは盗難にあった hanica プリペイド券については、当社所定の用紙に必要事項を記入し、当該旅客が当該 hanica にお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）において使用停止の手続きを行った旅客に対して、新規の hanica プリペイド券を再発行します。

2 前項の再発行は、当社の処理の都合上、旅客が使用停止の手続きを行った日の翌日から起算して3営業日以降となります。ただし、旅客が前項の使用停止の手続きを行った当日から新規の hanica プリペイド券の使用を希望する場合は、当社は当該旅客に対してSF残額がない新規の hanica プリペイド券のみ先に貸与します。この場合、第3項の規定にかかわらず新規の hanica プリペイド券を貸与する時点で、運送約款第35条に規定する再発行手数料とデポジット500円を申し受けます。

3 第1項により再発行する hanica プリペイド券は、当社での使用停止処理が完了した後のSF残額確定時点のSF残額にて再発行します。この際、再発行を受ける旅客が当該 hanica にお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで、第1項の手続きの際に当社が旅客に交付する当社所定の書類を回収します。また、運送約款第35条に規定する再発行手数料とデポジット500円を申し受けます。

4 旅客は、当社が第1項の使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。

5 第1項の再発行は、当社及び阪神バス株式会社が共通して提供する hanica プリペイド券のみ取り扱います。

(破損等再発行)

第27条 お客様登録を行った旅客で、hanica プリペイド券が破損等により利用できなくなった場合は、当社所定の用紙に必要事項を記入し、当該旅客が当該 hanica にお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）に提出することにより再発行します。

2 前項により再発行する hanica プリペイド券は、第3項に規定する場合を除き、破損等により利用でき

なくなった hanica プリペイド券の S F 残額を移行します。ただし、hanica の破損等に関して旅客に責（過失）がある場合は、運送約款第 3 5 条の規定を準用し、再発行手数料とデポジット 5 0 0 円を申し受けます。

3 旅客の故意により hanica の破損等がある場合は、第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず当社は当該 hanica を回収し、旅客は新規購入となります。この場合、回収した hanica プリペイド券の S F 残額は移行しません。

4 第 1 項の再発行は、当社及び阪神バス株式会社が共通して提供する hanica プリペイド券のみ取り扱い扱います。

（当社の免責事項）

第 2 8 条 紛失した、あるいは盗難にあった hanica プリペイド券については、当社での使用停止処理が完了するまでの間に、当該 hanica プリペイド券の払戻しや使用等で生じた損害額等に関して、当社はその責を負いません。

（払戻し）

第 2 9 条 hanica プリペイド券が不要になった場合は、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）に提出することにより当該 hanica プリペイド券の S F 残額の払戻しを請求することができます。

2 当社は旅客より前項の払戻し請求を受けた場合、当該 hanica プリペイド券の S F 残額の全てについて払戻します。S F 残額の一部のみの払戻しは取り扱い扱いません。

3 第 1 項の払戻しについて、hanica プリペイド券の S F 残額のうちプレミア相当額は払戻しの対象となりません。hanica プリペイド券の S F 残額からプレミア相当額を差し引いた残額が、払戻し手数料以下の場合は、払戻し額はありませぬ。

4 第 1 項の払戻しの際、当社は運送約款第 2 6 条に規定する払戻し手数料を申し受けます。

5 第 1 項の払戻しの際、hanica を当社へ返納する場合は、当社は旅客に対して当該 hanica に係るデポジットを返却します。

6 第 1 項の払戻しの際、旅客は当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口へ提出しなければなりません。また、お客様登録された hanica プリペイド券である場合は、当社は当該旅客より身分証明書の提示を申し受けます。

7 第 1 項の払戻しは、当社及び阪神バス株式会社が共通して提供する hanica プリペイド券のみ取り扱い扱います。

第 4 章 h a n i c a 定期券

（発 売）

第 3 0 条 当社は旅客より hanica 定期券の購入申込みがあった場合は、当社所定の方法で必要事項を発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）にて記入し提出、または自動定期券発行機にて入力された旅客に対し、次の発売条件に該当する hanica 定期券を発売します。ただし、当社では阪神バス株式会社が提供する hanica 定期券の発売は取り扱い扱いません。

（1）通勤定期券（以下「hanica 通勤定期券」という。）

第 2 号および第 3 号以外の旅客に対して発売します。

（2）通学定期券（以下「hanica 通学定期券」という。）、通学学期定期券（以下「hanica スクールパス」

という。)

旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所または当社の指定する種類の学校に通学または通園するものであることを証明する書類を提出したときに、通学または通園に必要と認められる区間について発売します。

(3) 高齢者定期券（以下「hanica グランドパス」という。）

旅客が hanica グランドパスを使用する旅客本人の顔写真を提出のうえ、年齢を証明する書類を提示したときに、次のとおり発売します。

hanica グランドパス 65

(イ) 満65歳以上満70歳未満の旅客（(ハ)を除く）

hanica グランドパス 70

(ロ) 満70歳以上の旅客

(ハ) 満70歳未満であって、購入する hanica グランドパスの有効期間内に年齢が満70歳に達する旅客

2 前項の定期券の割引率、区間、期間、利用条件その他割引の適用等については、別に定める当社規定によります。なお、当社及び阪神バス株式会社が提供する hanica 定期券のうち、当社及び別表1に定める会社において相互に利用可能な hanica 定期券は別表5に定めます。

3 hanica 定期券は、一部の発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）および自動定期券発行機において、クレジットカードでの支払い（決済）を取り扱います。なお、クレジットカードでの支払いを取り扱う発売窓口、取り扱い時間等は当社が別に定めます。

4 定期券継続機は、次の各号に該当する hanica 定期券を発売します。

(1) hanica 通勤定期券、hanica 通学定期券または hanica スクールパスで、旅客が購入する際に所持する定期券と同じ有効区間の定期券の継続発売（ただし、特割カード及び小児特割カードを除く）

(2) hanica 通勤定期券または hanica 通学定期券の継続発売であって、有効期間満了日の翌日から起算して7日を経過していない場合

(3) hanica 通学定期券または hanica スクールパスの継続発売であって、学年（3月31日から4月1日）を跨がない場合

5 自動定期券発行機は、次の各号に該当する hanica 定期券を発売します。

(1) hanica 通勤定期券の新規発売（ただし、小児カード、特割カード及び小児特割カードを除く）

(2) 前項第1号に規定する継続発売

(3) hanica 通学定期券の継続発売であって、有効期間満了日の翌日から起算して7日を経過していない場合

(4) hanica 通学定期券または hanica スクールパスの発売であって、学年（3月31日から4月1日）を跨がない場合

(定期券機能の優先)

第31条 定期券機能およびプリペイド機能両方を有する hanica 定期券を、当該 hanica 定期券の券面表示区間（有効区間）において使用した場合は、定期券機能を優先して取り扱います。

(運賃の減算)

第32条 有効期間内の hanica 定期券を使用し、券面表示区間（有効区間）を越えて乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗り越し）として取り扱い、当社運送約款の規定により定める運賃を当該 hanica

にプリペイド機能としてチャージされたSF残額から収受します。

2 有効期間内の hanica 定期券を使用し、割増しを適用する運行便に乗車する場合は、次の各号に規定する運賃を当該 hanica にプリペイド機能としてチャージされたSF残額から収受します。

(1) 券面表示区間内において乗車する場合は、当該乗車区間の割増しを適用した普通旅客運賃と当該乗車区間の普通旅客運賃の差額（当該乗車区間において割増しを適用しない場合の普通旅客運賃）

(2) 前項に規定する運賃については、当該割増しを適用した運賃額

(3) 旅客が乗車した区間の割増しを適用した普通旅客運賃が、第1号及び第2号の合算額より低額の場合は、旅客が乗車した区間の割増しを適用した普通旅客運賃

3 hanica 定期券は、有効期間の開始前および有効期間満了日の翌日以降は定期券としての効力を有しません。有効期間外に当該 hanica を使用した場合は、当該 hanica にプリペイド機能としてチャージされたSF残額から乗車区間に対応する普通旅客運賃を収受します。

4 hanica 定期券を所持する旅客が、当該 hanica 定期券を使用することができない路線または区間において乗車した場合は、当該 hanica にプリペイド機能としてチャージされたSF残額から当該乗車区間に対応する普通旅客運賃を収受します。

(再印字)

第33条 hanica 定期券は、その券面記載事項が不明となったときは使用することができません。

2 券面記載事項が不明となった hanica 定期券は、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）で券面記載事項の再印字を請求することができます。ただし、当社では阪神バス株式会社が提供する hanica 定期券の再印字は取り扱いません。

(効力)

第34条 hanica 定期券は、特に利用者を限定しない条件で発売された hanica 定期券を除き、券面に記載された記名人以外は使用できません。

2 hanica グランドパスを使用する旅客は、降車の際に当該 hanica グランドパスに添付されている記名人の顔写真を当社の乗務員に提示したうえで、降車口に設置された読取機に当該 hanica グランドパスをタッチしなければなりません。

(無効となる場合)

第35条 hanica 定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

(1) 特に利用者を限定しない条件で発売された hanica 定期券を除き、記名人以外が使用した場合

(2) hanica グランドパスを使用する旅客と当該 hanica グランドパスに添付されている顔写真が同一人物でない場合

(3) 偽造、変造または不正に作成された定期券を所持している場合

(4) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第36条 前条の各号のいずれかに該当する場合は、当社運送約款の規定により定められた旅客運賃および割増運賃を収受します。

(紛失等再発行)

第37条 紛失あるいは盗難にあった hanica 定期券については、当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）に使用停止の手続きを行った旅客に対して、同一券

種にて新規の hanica 定期券を再発行します。

- 2 前項により hanica 定期券を再発行する場合は、運送約款第35条に規定する再発行手数料とデポジット500円を申し受けます。
- 3 旅客は、当社が第1項の使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- 4 第1項の再発行は、当社が提供する hanica 定期券のみ取り扱います。当社では阪神バス株式会社が提供する hanica 定期券の再発行は取り扱いません。

(破損等再発行)

第38条 hanica 定期券が破損等により利用できなくなった場合は、当該 hanica 定期券を発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）に提出することにより同一券種にて再発行します。ただし、当社では阪神バス株式会社が提供する hanica 定期券の再発行は取り扱いません。

- 2 前項の再発行に際して、hanica の破損等に関して旅客に責（過失）がある場合は、運送約款第35条の規定を準用し、再発行手数料とデポジット500円を申し受けます。
- 3 旅客の故意による hanica の破損等がある場合は、当社は当該 hanica を回収し、旅客は新規購入となります。

(当社の免責事項)

第39条 紛失した、あるいは盗難にあった hanica 定期券については、当社での使用停止処理が完了するまでの間に、当該 hanica 定期券の払戻しや使用等で生じた損害額等に関して、当社はその責を負いません。

(払戻し)

第40条 hanica 定期券が不要になった場合は、発売窓口（ただし、係員機器を設置する窓口に限る。）に提出することにより、当社の運送約款の規定により算出された当該 hanica 定期券残額の払戻しを請求することができます。

- 2 前項の払戻しの際、当社は運送約款第26条に規定する払戻し手数料を申し受けます。
- 3 第1項の払戻しの際、hanica を当社へ返納する場合は、当社は旅客に対して当該 hanica に係るデポジットを返却します。
- 4 第1項の払戻しの際、旅客は当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口へ提出しなければなりません。また、当社は当該旅客より身分証明書の提示を申し受けます。
- 5 第1項の払戻しは、当社が提供する hanica 定期券のみ取り扱います。当社では阪神バス株式会社が提供する hanica 定期券の再発行は取り扱いません。
- 6 クレジットカードでの支払い（決済）で発売した hanica 定期券は、旅客が当該 hanica 定期券を購入した発売窓口においてのみ、払戻しを取り扱います。それ以外の発売窓口では、払戻しを取り扱いません。

(プリペイド機能)

第41条 hanica 定期券におけるプリペイド機能の取り扱い等については、第3章の規定に準じます。

(提示利用の特例扱い)

第42条 次に該当する場合に限り、hanica 定期券の提示利用を特例として取り扱います。この場合、旅客は hanica 定期券を読取機にタッチせず、乗車する際に当社が発行する整理券（ただし、整理券を発行する場合に限る）の交付を受け、所持しなければなりません。

- (1) 当社が発売する hanica 通勤定期券を所持する旅客が、当社が適用する環境定期券制度を利用して

乗車する場合

- 2 旅客が前項に規定する hanica 定期券を読取機にタッチし、当該 hanica にプリペイド機能としてチャージされたSF残額から旅客が乗車した区間の普通旅客運賃を収受した場合、当社はその責を負いません。

附則（２０１２年 ３月２１日制定）

- この規則は、２０１２年３月２１日から適用します。
- 運賃の減算、チャージ等バス車内における h a n i c a の取り扱いは、２０１２年４月１日から開始します。

附則（２０１３年 ３月１０日改定）

この規則は、２０１３年３月１０日から適用します。

附則（２０１４年 ４月 １日改定）

この規則は、２０１４年４月１日から適用します。

附則（２０１４年 ６月１７日改定）

この規則は、２０１４年６月１７日から適用します。

附則（２０１６年 ２月 １日改定）

- この規則は、２０１６年２月１日から適用します。
- 尼崎交通事業振興株式会社での h a n i c a の取り扱いは、２０１６年３月２０日から開始します。

附則（２０１９年 ７月 １日改定）

この規則は、２０１９年７月１日から適用します。

附則（２０１９年１０月 １日改定）

この規則は、２０１９年１０月１日から適用します。

附則（２０２０年 ４月 １日改定）

この規則は、２０２０年４月１日から適用します。

附則（２０２１年 ６月 １日改定）

この規則は、２０２１年６月１日から適用します。

附則（２０２１年 ７月 １日改定）

この規則は、２０２１年７月１日から適用します。

附則（２０２２年 ４月 １日改定）

この規則は、２０２２年４月１日から適用します。

附則（２０２３年 ９月 １日改定）

この規則は、２０２３年９月１日から適用します。

別表 1 (第 9 条関係)

会社名	共通利用できる運賃サービス	共通利用上の制限事項
阪神バス株式会社	hanica プリペイド券	バス車内での乗車時及び降車時の利用に限る。
	hanica 通勤定期券	
	hanica 通学定期券	
	hanica スクールパス	
	hanica グランドパス	
尼崎交通事業振興株式会社	hanica プリペイド券	バス車内での乗車時及び降車時の利用に限る。
	hanica 通勤定期券	
	hanica 通学定期券	
	hanica スクールパス	
	hanica グランドパス	

別表 2 (第 13 条関係)

会社名	阪神バス株式会社

別表 3 (第 19 条関係)

取扱区分	カード種類	発売額
発売窓口	一般カード、小児カード 特割カード、小児特割カード ※係員機器を設置しない窓口は、一般カードの 2,000 円 (デポジット含む) に限る。	2,000 円から 1,000 円単位で 20,000 円まで (デポジット含む)
自動定期券発行機	一般カード	2,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円 (デポジット含む)
バス車内	一般カード	2,000 円 (デポジット含む)

別表 4 (第 20 条関係)

取扱区分	hanica プリペイド券 1 回あたりのチャージ取扱額
発売窓口	2,000 円から 1,000 円単位で 20,000 円まで (ただし、係員機器を設置する窓口に限る。)
チャージ機 定期券継続機 自動定期券発行機	2,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円
バス車内	2,000 円 (千円札 2 枚)、5,000 円 (五千円札 1 枚)、10,000 円 (一万円札 1 枚) ※ S F 残額が 10,000 円を超えている場合 (プレミアム除く) は、5,000 円および 10,000 円のチャージはできません。

別表5 (第30条関係)

[阪急バスで利用可能な阪神バス hanica 定期券]

阪急バスでの利用可否		阪急バスの運賃区間			
		170円～ 210円	220円 ～230円	240円～ 340円	350円～
阪神バスの hanica 定期券種					
通勤	230円区(阪神バス全線)	○	○	×	×
通学	大阪特区	×	×	×	×
通学学期	神戸特区	×	×	×	×
通学学期	阪神スクールパス 340	○	○	○	×
高齢者	はんしんランドパス	○	○	○	○

[阪神バスで利用可能な阪急バス hanica 定期券]

阪神バスでの利用可否		阪神バスの運賃区間			尼崎交通 事業振興
		全線 (230円)	大阪特区 (210円)	神戸特区 (210円)	
阪急バスの hanica 定期券種					
通勤	170円～200円区	×	×	×	×
通学	210円～220円区	×	○	○	×
	230円区～	○	○	○	○
通学学期	阪急スクール パス 170	×	×	×	×
	180	×	×	×	×
	220	×	○	○	×
	340	○	○	○	○
	560	○	○	○	○
	フリー	○	○	○	○
高齢者	はんきゅうランドパス	○	○	○	○